

一般社団法人 日本ハンドセラピー学会

研究助成制度に関する規定

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本ハンドセラピー学会（以下「本学会」という）における研究助成事業については、本規定によって定め、これらに基づいて実施するものとする。

(制度の目的)

第2条 ハンドセラピーの更なる発展のために、本学会の会員が行う学術的な研究活動を支援することを目的とする。

(研究領域)

第3条 支援する研究は、原則としてハンドセラピーの効果を示す臨床研究、実践に資する基礎研究、高度に専門化されたハンドセラピーを継承するための後輩育成を念頭に置いた卒前後教育に関する研究の3領域とする。なお、ハンドセラピー領域に関わる社会情勢の変化等により、指定課題あるいは研究領域の追加、変更を行うことがある。

(支援内容)

第4条 本学会の会員が行う研究活動に助成金を支給する。

(応募資格)

第5条 応募資格は、本学会に入会后3年以上経過した会員で年会費の滞納がないものとし、応募研究課題の研究代表者とする。なお、共同研究者は本学会の会員であることを問わない。

(助成要件)

第6条 応募研究課題内容については、他機関、団体、企業等からの研究助成を受けているものと同一でないものとする。

(応募方法)

第7条 応募する研究代表者は、当該年度の募集要項を確認し、研究計画書、その他必要書類を添えて応募する。

(審査委員会の設置)

第8条 学術研究委員長は1名の審査委員長と2名の審査委員を指名し、研究助成制度審査委員会を設置する。なお、当該年度に応募した研究代表者および共同研究者は、その年度の審査委員長および審査委員には就けないものとする。

(審査)

第9条 審査は研究助成制度審査委員会にて行い、学術研究委員長に審査結果を報告する。

(採択)

第10条 応募された研究課題の採択は、学術研究委員会の議を経て理事会で決定する。

(計画変更)

第11条 採択が決定した後に当該研究計画書の内容に変更が必要な場合は、書面により事前に学術研究委員長に届け出なければならない。

(辞退)

第12条 採択が決定した後にその交付を辞退する場合は、すみやかに理事長に届けるとともに、支給された助成金の全額を返還しなければならない。

(採択の取り消し)

第13条 当該研究に関わる書類等における故意の虚偽記載，研究倫理違反等，採用を取り消すことが相当と認められる事実が判明した場合には，理事長は採択を取り消すことができ，当該事象において悪質であると認められた場合には助成金の全額もしくは一部の返還を求めることができる。

(助成金の使途)

第14条 研究助成金は当該研究に直接関係あるもので，研究期間内に支出するものに使用することができる。

(報告および成果の公表)

第15条 本制度により助成を受けた研究代表者は，研究期間終了後1か月以内に研究成果および収支報告書を提出しなければならない。また，研究期間終了後2年以内にその研究の成果を日本ハンドセラピー学会学術集会において発表し，日本ハンドセラピー学会雑誌に公表しなければならない。なお，研究成果の公表にあたっては日本ハンドセラピー学会による助成を受けている旨を，以下を参考に記すこと。

日本語表記：本研究は〇〇年度一般社団法人日本ハンドセラピー学会の研究助成〇〇〇〇領域を受けた。

英語表記：This study was supported by a 〇〇〇〇 from the Japan Hand Therapy Society, △△(year).

臨床研究領域：Grant-in-Aid for Clinical Research

実験研究領域：Grant-in-Aid for Experimental Research

教育・人材育成領域：Grant-in-Aid for Educational Research

(報告および成果公表の義務違反)

第16条 前条における報告や成果公表が定められた期間内に行われない場合は，理事長は交付された助成金の全額もしくは一部の返還を求めることができる。

(事務・管理)

第17条 この規定に基づく制度の事務・管理は，学術研究委員会が行う。

(雑則)

第18条 この規定に定めのない事項は理事長が定める。

附則

- 1 本規定の変更は理事会にて行う。
- 2 本規定は2015年11月9日より施行する。